

平成29年度 西淀川区インクルーシブ教育応援サポーター事業について  
【発達障がいサポーター事業からの拡充】

1 概要

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育を応援するため、各小中学校にサポーターを配置し、教職員の負担軽減と教育環境の充実を図る。

※平成28年度までは、発達障がいのある児童生徒のみを対象にしていたが、平成29年度からは対象を拡充

2 事業開始からの改正の変遷と予算の拡充

【平成25年度】

発達障がいサポーター事業（発達障がいのある児童生徒を対象）を開始  
校内上限3時間（①活動報償金単価800円、②交通費0円）  
校外1日2500円（3時間程度の額）と設定



【平成26年度】

校外学習など学校行事の時間上限を5時間に拡充



【平成27年度】

交通費（②上限460円）の支給を開始



【平成28年度】

活動報償金の単価及び交通費上限を引き上げ  
（①活動報償金単価840円、②交通費上限480円）



【平成29年度予算】

インクルーシブ教育応援サポーター事業に変更

- 支援の対象者を、発達障がいのある児童生徒に限らず、発達障がいの可能性のある児童生徒、また、特別支援学級に在籍する児童生徒を含め、支援を要する児童生徒に拡充
- 活動報償金を引き上げ（①883円（平成28年度10月時点の最低賃金））
- 校外活動支援の拡充（入館料などの支給も可能に）  
②施設入館料等含めて上限1000円
- 校外学習など学校行事の時間上限を7時間に拡充（小学校4年生以上に限る）